



東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## 年金確保支援法案の成立について

平成22年11月に衆議院で可決されていた年金確保支援法案(※)は、施行期日等に関する一部修正が加えられたうえで、平成23年7月29日に参議院でも可決され、改めて衆議院に送付されておりました。

平成23年8月4日、衆議院で同法案が改めて可決され、成立いたしましたので、主な改正点についてご案内申し上げます。(【 】内は施行日です。)

(※)「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」 \*当初国会に提出された内容です。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html>

なお、この年金確保支援法案には、企業年金に関連する下記1~4のほか、国民年金保険料の納付可能期間の延長(2年→10年)等、国民年金法の一部改正も盛り込まれております。

### 1. 厚生年金保険法の一部改正

#### ① 従業員減少に係る掛金の一括拠出 【公布日】

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合で、この減少によって他の事業所に係る掛金が増加する場合には、この増加相当額を掛金として一括して拠出するものとする。

#### ② 厚生年金基金が解散する場合における特例措置 【公布日】

積立金が責任準備金相当額を下回っている厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の減額や納付猶予等を認めるものとする。(5年間の時限措置。なお、平成17年度から平成19年度まで同様の措置が講じられていた。)

### 2. 確定給付企業年金法の一部改正

#### ① 従業員減少に係る掛金の一括拠出 【公布日】

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合で、この減少によって他の事業所に係る掛金が増加する場合には、この増加相当額を掛金として一括して拠出するものとする。

#### ② 老齢給付金の支給開始要件の一部変更 【公布日】

規約に定めることにより、60歳以上における退職を支給開始要件とする設計を可能とする。

### 3. 確定拠出年金法の一部改正

① 企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ 【公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日】

60歳～65歳の一定の年齢に達した時に資格喪失することを規約に定めることができるものとし、60歳以降も引続き雇用される者は加入者とするすることができるものとする。

② 企業型年金加入者による掛金の拠出(マッチング拠出) 【平成24年1月1日】

企業型年金加入者は、規約で定めるところにより、拠出限度額の枠内かつ事業主掛金額を超えない範囲で、自ら掛金を拠出できるものとする。(加入者が自ら拠出する額は、所得控除の対象となる。)

③ 投資教育の継続的実施の明確化 【公布日】

事業主は、投資教育を継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産運用に関する知識を向上させるよう配慮するものとする。

④ 連合会移換者に係る給付 【公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日】

連合会移換者(国民年金基金連合会への自動移換者)を個人型年金加入者であった者とみなし、給付の方法等を個人型年金の規約に定めるものとする。

⑤ 脱退一時金の支給要件の緩和 【公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日】

企業型年金加入者の資格喪失後、そのまま個人型年金運用指図者となり2年を経過する等、一定の要件を満たす者は、脱退一時金の支給を請求することができるものとする。

### 4. 厚生年金保険法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法に共通する一部改正

○ 情報収集等業務の委託 【公布日】

未請求者対策を推進するため、基金や事業主は、加入者に関する記録の収集等を企業年金連合会に委託することができるものとする。

以上